第3号議案

芦屋市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

文化的景観等を文化財として位置付け、その活用を図ることができるようにするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市文化財保護条例の一部を改正する条例

芦屋市文化財保護条例(平成元年芦屋市条例第7号)の一部を次のように改正する。 第2条中「第2条第1項第1号から第4号まで」を「第2条第1項」に改める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市文化財保護条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

文化的景観等を文化財として位置付け、その活用を図ることができるようにする ため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

文化財の定義に文化財保護法第2条第1項第5号に規定する文化的景観及び同項 第6号に規定する伝統的建造物群を加える。(第2条関係)

3 施行期日

公布の日

文化財保護法抜粋

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物,絵画,彫刻,工芸品,書跡,典籍,古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇,音楽,工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住,生業,信仰,年中行事等に関する風俗慣習,民俗芸能,民俗技術及びこれらに用いられる衣服,器具,家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝づか, 古墳, 都城跡, 城跡, 旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は 学術上価値の高いもの, 庭園, 橋梁, 峡谷, 海浜, 山岳その他の名勝地で我が国 にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地, 繁殖地及び渡来 地を含む。), 植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じ ている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」 という。)
- (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)
- (6) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(第2項及び第3項省略)